

Y U S E I K Y O S A I

ゆうせい 共済

No.430

平成22年2月15日 発行

日本郵政共済組合モバイルサイトが
オープンしました！

～ご利用方法～

- ① アドレス(URL)を直接入力
<http://www.yuseikyo-m.jp>
- ② 2次元コード(QRコード)から読み取り



※2次元コード対応の
カメラ付き携帯電話
をご利用ください。

※詳しくは、16ページ
をご覧ください。

巻頭特集 ご退職される皆様へ

退職後の医療保険制度(任意継続組合員制度など)について	2
組合員証(カード)等は退職時に返却してください	3
退職共済年金に関する必要な手続き	4
国民年金加入の手続き	5
退職時に貸付残高がある方は、退職手当から控除します	5
KKR宿泊施設利用手帳(助成カード)を交付します	6
3月末に退職される方の団体積立年金保険「みらい」の手続きについて	7
KKR年金情報提供サービスのお知らせ	7

しっかり手続きして
セカンドライフを
満喫しよう



制度改正のお知らせ

出産費・家族出産費の制度改正についてお知らせします	8
任意継続組合員本人が人間ドック等を受診した場合の検診費の一部を助成します	11

～ご存知ですか～ 医療費の窓口負担が軽減されます！！	12
ご家族(被扶養者)の届出(認定・取消)は30日以内に！	13
氏名及びお住まい(居住地の住所)が変わったときは、 それぞれの届出が必要です！	14



えっ？
そうだったんだ！

外出先でも
調べられるんだ！



共済センターへの各種申請、届出及び請求等の書類送付にあたってのお願い	15
日本郵政共済組合(共済センター)へのご連絡先など	15

日本郵政共済組合モバイルサイトが
オープンしました！..... 16

巻頭特集 ご退職される皆様へ

ご退職を迎えられる皆さま、長い間の勤務大変お疲れさまでした。

ご退職に伴い、日本郵政共済組合に提出等が必要な書類、手続き等をご案内するため6ページにわたって特集します。ぜひご一読の上、ご活用ください。

あわせて、日本郵政共済組合ホームページにもご退職手続きに関する特集コーナーを開設しましたのでご覧ください。(ホームページのアドレス等は15ページに掲載しています)

なお、退職金の支給、社宅の明渡等、財形貯蓄、雇用保険、郵政福祉等に関する事務は、日本郵政共済組合では行っておりませんので、各会社支店・郵便局等の総務担当者等にご確認ください。

1 退職後の医療保険制度(任意継続組合員制度など)について

退職後は共済組合員の資格を喪失するため、何らかの医療保険制度にご加入いただく必要があります。

退職後の医療保険制度

- ① 任意継続組合員 (日本郵政共済組合)
※ 共済組合の任意継続組合員となることを希望する場合は、申出書を提出し、掛金を納入する必要があります。(最長2年間任意継続組合員とすることができます)
- ② 健康保険 (再就職する)
- ③ 国民健康保険 (お住まいの市区町村)
- ④ ご家族(配偶者・子など)の被扶養者 (ご家族の健康保険)

から選択していただくことになります。

選択のポイントは…

- ア どの制度を選んでも、医療費の自己負担額は3割。
- イ 任意継続組合員は、共済組合の附加給付など他制度にはない制度を受けることができる。
- ウ ご家族の被扶養者になると、掛金なし。ただし、収入限度額以内であること。
- エ 退職直後は、前年の収入が影響して国民健康保険の保険料(税)は、割高となることが多い。
- オ 退職して1年経って前年の収入が減少すると、国民健康保険の保険料(税)は下がる場合がある。(任意継続組合員となっていた方は、このときに任意継続組合員をやめ、国民健康保険に加入することもできます)

このように、退職後の医療保険制度は、各制度について十分に検討した上で選択してください。

任意継続組合員の加入手続き

任意継続組合員となることを希望される場合は、退職日から20日以内に掛金の納付が必要です。掛金は共済センターから送付する所定の払込用紙で納付していただくため、必ず退職日から10日以内に「任意継続組合員となるための申出書」を共済センター（被扶養者・任継担当）へ送付してください。

なお、退職月の翌月から掛金を1年分または半年分前納することを希望される場合は、退職月の末日までに掛金を納付する必要があるため、必ず退職日の10日前（土、日、祝日に該当する場合は、その前営業日）までに「任意継続組合員となるための申出書」を共済センター（被扶養者・任継担当）へ送付してください。

所属している郵便局（支店等）のご担当者へ提出されても任意継続の手続きはできませんのでご注意ください。

また、退職後に引続き再雇用フルタイム勤務社員となる方は、共済組合員の資格は喪失しませんので任意継続組合員になることはできません。

「任意継続組合員となるための申出書」は共済組合ホームページから印刷するか、共済センターにお問い合わせください。

【担当：被扶養者・任継担当】

2 組合員証（カード）等は退職時に返却してください

退職後は、発行されている全ての組合員証（カード）（被扶養者分を含む）及び発行申請に基づき発行された限度額適用認定証及び特定疾病療養受療証を、速やかに共済センター（被扶養者・任継担当）あて返却してください。

なお、任意継続組合員となることを申し出た場合は、任意継続用の組合員証（カード）（被扶養者分を含む）が送付されるまでの間、現在使用中の組合員証（カード）等を使用できますが、任意継続用組合員証（カード）受領後は、速やかに返却してください。

再雇用フルタイム勤務社員として退職後も継続して勤務される方は引き続き現在の組合員証（カード）を使用してください。

注 意

資格喪失日（退職日の翌日）以降、組合員証（カード）等を使用された場合は、無資格診療となり、医療費等を返還していただくことになりますので、十分注意してください。

【担当：被扶養者・任継担当】

3 退職共済年金に関する必要な手続き

60歳未満で退職される方は「退職届」及び「退職事由等に関する申告書」、また60歳以上で退職される方は「退職共済年金改定請求書類(もしくは退職共済年金決定請求書類)」及び「退職事由等に関する申告書」の提出が必要です。以下をご参考に、ご自身の退職時の状況に合わせて手続きをお願いします。

退職時の状況

(1) 60歳未満で退職する方 → 退職共済年金の請求はまだできませんが、次の書類が必要です。

退職時の状況	必要書類等
60歳未満で退職する方 ※引き続き他の共済組合に加入する方を除く	1. 退職届 2. 退職事由等に関する申告書(退職日の翌日以降に所属長等が証明したもの。以下同じです。)
60歳未満で退職し、在職中に「障害共済年金」が決定されている方 ※引き続き他の共済組合に加入する方を除く	1. 退職届 2. 退職事由等に関する申告書 3. 障害共済年金受給権者退職届 4. 厚生年金保険の被保険者等届 5. 障害共済年金証書(原本)
退職した翌日に、引き続き地方公務員等共済組合に加入する方	1. 転出届 2. 退職事由等に関する申告書

※退職した翌日に、引き続き国家公務員共済組合に加入する方は、提出書類はありません。再就職先に郵政の共済組合加入期間がある旨を申し出てください。

(2) 在職中に60歳を迎えられている方 → 退職共済年金の請求手続きが必要です。
(退職届の提出は不要です)

退職時の状況等		請求の内容	必要書類等
退職共済年金が在職中に決定されている方	① 3月末で退職(資格喪失)する方	退職日以降、「改定請求」を行います。	1. 退職共済年金改定請求書類 2. 退職事由等に関する申告書
	② 退職(資格喪失)しない方 ※再雇用フルタイム勤務社員となる場合を含む。	年度末に際し、共済センターに提出する書類はありません。 ※退職時には、改定請求が必要です。	
退職共済年金が決定されていない方	③ 3月末で退職(資格喪失)する方	退職日の翌日以降、退職共済年金の「決定」と「改定」の「同時請求」を行います。	1. 退職共済年金決定請求書類(新規用) 2. 退職事由等に関する申告書
	④ 退職(資格喪失)しない方 ※再雇用フルタイム勤務社員となる場合を含む。	誕生日以降、速やかに「在職中請求」を行います。 ※年金決定後、退職時には改定請求が必要です。	1. 退職共済年金決定請求書類(新規用) 2. 退職事由等に関する申告書

※共済年金における「退職」とは、年金制度の共済組合員(長期)の資格を喪失することをいいます。3月末に定年退職される場合でも、引き続き再雇用フルタイム勤務社員になるなど、共済組合員として引き続き在職される場合は、②又④の「退職しない方」になります。(任意継続組合員になる方は医療保険制度のみの被保険者ですので、年金手続きでは①又は③の「退職する方」になります。)

※定年退職から1日以上間をあけて再び共済組合員(再雇用フルタイム勤務社員など)となるときは、いったん①又は③の手続きをした上で、「再就職届」を提出してください。

各種様式は、共済組合ホームページから印刷するか、共済センターにお問い合わせください。

【担当:年金担当】

4 国民年金加入の手続き

60歳未満で退職される方は、退職により共済組合員の資格を喪失すると同時に、会社員等が加入する国民年金第2号被保険者資格も喪失しますので、退職後(引続き厚生年金に加入する方を除く)は自営業者や学生等が加入する国民年金第1号被保険者になる手続きが必要です。

また、60歳未満の被扶養配偶者は国民年金第3号被保険者になっていますが、組合員が資格喪失すると同時に国民年金第3号被保険者の資格を喪失しますので、国民年金第1号被保険者になる手続きが必要です。

※任意継続組合員は医療保険制度のみの被保険者です。本人及び被扶養配偶者とも、国民年金第1号被保険者になる手続きが必要です。

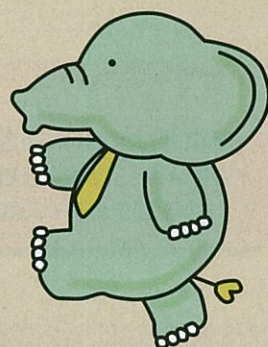
※国民年金に関する手続きはお住まいの市区町村で、退職から14日以内に行ってください。

5 退職時に貸付残高がある方は、退職手当から控除します

共済貸付・財形貸付を受けている方が退職日現在に貸付金残高がある場合は、退職手当から貸付金残高を一括控除します。(個別の手続きは必要ありません)

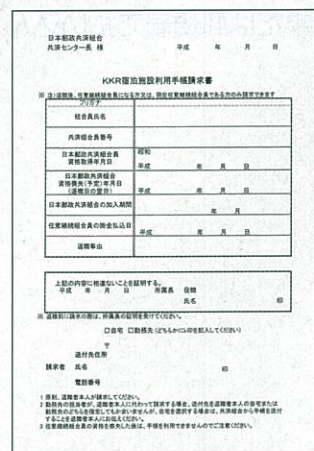
なお、退職手当から貸付金残高の全額を一括控除できない場合は、別に払込通知書を送付しますので、最寄のゆうちょ銀行または郵便局で払い込んでください。

【担当:宿泊・貸付担当】



～かんぽの宿でも使えます～

*「KKR宿泊施設利用手帳」(助成カード)の再交付はいかなる場合においても行いません。



【担当:助成担当】

7 3月末に退職される方の団体積立年金保険「みらい」の手続きについて

引き続き再雇用フルタイム社員となる方(共済組合の資格を喪失しない方)であっても、「みらい」は継続できませんので、退職時の手続きが必要となります。

50歳以上の方

4月下旬までに、“退職時の手続等のご案内”冊子等を共済センターからご自宅あてに郵送します。同封の「給付金請求書」に必要事項を記入の上、共済センター宿泊・貸付担当「みらい」係までご返送ください。早めに受取方法などをご検討されたい方は、“退職時の手続等のご案内”冊子等をお送りしますので、共済センターまたは、共済組合ホームページの「ご意見・ご照会」※からご連絡ください。

50歳未満の方

共済組合ホームページの「みらいページ」をご確認の上、個別に手続きをお願いします。なお、インターネットがご覧になれない場合は「給付金請求書」を郵送いたしますので、共済センターまでお問い合わせください。

〈参考〉3月末以外にご退職の方

退職される年齢や加入状況により手続きが異なりますので、共済組合ホームページをご覧ください。か、共済センターまたは、共済組合ホームページの「ご意見・ご照会」※からご連絡ください。

○送金目安

請求書が毎月10日までに共済センターへ到着した場合、翌月中旬～下旬の送金予定となります。請求書に不備がある場合は、送金が遅れますのでご注意ください。

※ 表示手順 ➡ 「日本郵政共済組合ホームページ」－「お問合せ・送付先」－「ご意見・ご照会」

【担当: 宿泊・貸付担当】

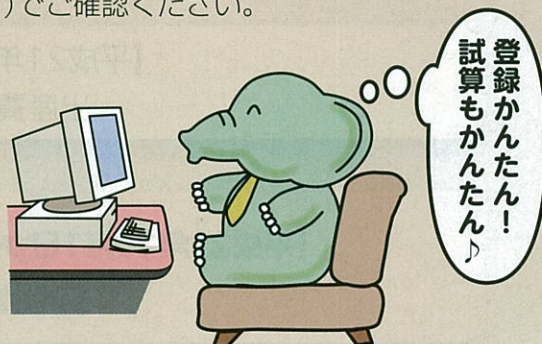
8 KKR年金情報提供サービスのお知らせ

国家公務員共済組合連合会(KKR)では、共済年金の加入記録をご自身で直接確認できるサービスを提供しています。組合員期間や標準報酬情報が閲覧できるほか、退職時期を自由に設定して将来の退職共済年金額を試算することもできますので、豊かなセカンドライフ計画のためにぜひお役立てください。

在職中の組合員は、インターネットで利用者登録することにより、24時間いつでも閲覧することができます。また、ご退職後は専用の依頼書(「KKR年金情報提供依頼書」)を提出することで、書面により同サービスの提供を受けることができます。

詳しくは、KKRホームページ(<http://www.kkr.or.jp/>)でご確認ください。

※「KKR年金情報提供依頼書」は、KKRホームページ・日本郵政共済組合ホームページともに掲載されていますのでダウンロードしてご利用ください。また、共済センターにお問い合わせいただければ、依頼書を送付しております。(提出先はKKRですので、ご注意ください)



制度改正のお知らせ

1 出産費・家族出産費の制度改正についてお知らせします

緊急の少子化対策として、出産に係る組合員の皆様の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするため平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産について、次の2点が改正されました。

なお、この緊急的な対応策である制度改正については、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの暫定的な措置です。平成23年4月1日以降の出産費・家族出産費(以下「出産費等」といいます)の制度について、政府等において妊産婦の経済的負担の軽減を図るための給付のあり方及び費用負担のあり方について引き続き検討を行い、検討結果に基づく措置を講ずることが予定されています。

改正内容

1. 出産費等支給額の4万円引き上げ

<産科医療補償制度に加入している医療機関等で当該制度の補償対象期間において、医学的管理下で在胎週数第22週以降に出産(死産を含みます)した場合>

【平成21年9月30日以前の出産】

出産費等支給額:38万円

【平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産】

出産費等支給額:42万円

<産科医療補償制度に加入していない医療機関等での出産及び産科医療補償制度に加入している医療機関等において医学的管理下での出産ではあるが在胎週数第21週以前の出産又は当該制度の補償対象期間外の出産であった場合>

【平成21年9月30日以前の出産】

出産費等支給額:35万円

【平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産】

出産費等支給額:39万円

2. 出産費等の医療機関等への直接支払制度の創設

(1) 制度創設の趣旨

組合員が病院、診療所又は助産所(以下「医療機関等」といいます)との間に、出産費等の支給請求及び受取に係る代理契約を締結の上、出産費等の額を限度額として、医療機関等が組合員に代わって出産費等の支給請求及び受取を、保険者(日本郵政共済組合)と行うことにより、組合員等があらかじめ多額の現金を用意した上で、医療機関等の窓口において出産費用を支払う経済的負担の軽減を図るものです。

これにより、組合員等は日本郵政共済組合から出産費等として支給される42万円又は39万円を超えた出産費用を医療機関等へ支払えばよいこととなります。

なお、この制度の創設に伴い平成21年9月30日をもって「出産費等の受取代理制度」については廃止されています。

(2) 対象者

平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産に係る出産費等の受給権を有する組合員等が対象となります。

ただし、児童福祉法第22条に規定する助産施設において助産の実施を受ける者については、助産に係る費用については自治体が負担することになるため対象外となります。

なお、直接支払制度を適用していない医療機関等である場合もありますので、出産を行う医療機関等へ制度が適用されるかをご確認ください。

また、貸付制度(特別貸付(医療貸付))を利用される場合は、直接支払制度と併用できないので注意してください。

(3) 制度概要及び出産費等請求の流れ等

医療機関等から保険者(日本郵政共済組合)への請求額が出産費等として支給すべき額(42万円又は39万円)未満の場合の組合員への出産費等の支給について

医療機関等が保険者に請求した代理受取額(組合員又は被扶養者の出産費用)が、日本郵政共済組合から出産費等として支給される42万円(産科医療補償制度による3万円の加算対象出産でない場合は39万円)未満の場合は、出産費等である42万円又は39万円と代理受取額(組合員又は被扶養者の出産費用)との差額を組合員からの請求により支給します。

支給例及び請求方法は次のとおりです。

《支給例》

・共済組合から支給を受けることができる出産費等 → 42万円…A

・医療機関等で組合員が出産したことによる出産費用 → 34万円…B

・差額請求により共済組合から支給される出産費等 → $A - B = 8$ 万円

《請求方法》

「**出産費・家族出産費請求書(直接支払制度 差額請求用)**」を作成し下記の添付書類と併せて共済センター給付担当へ送付してください。

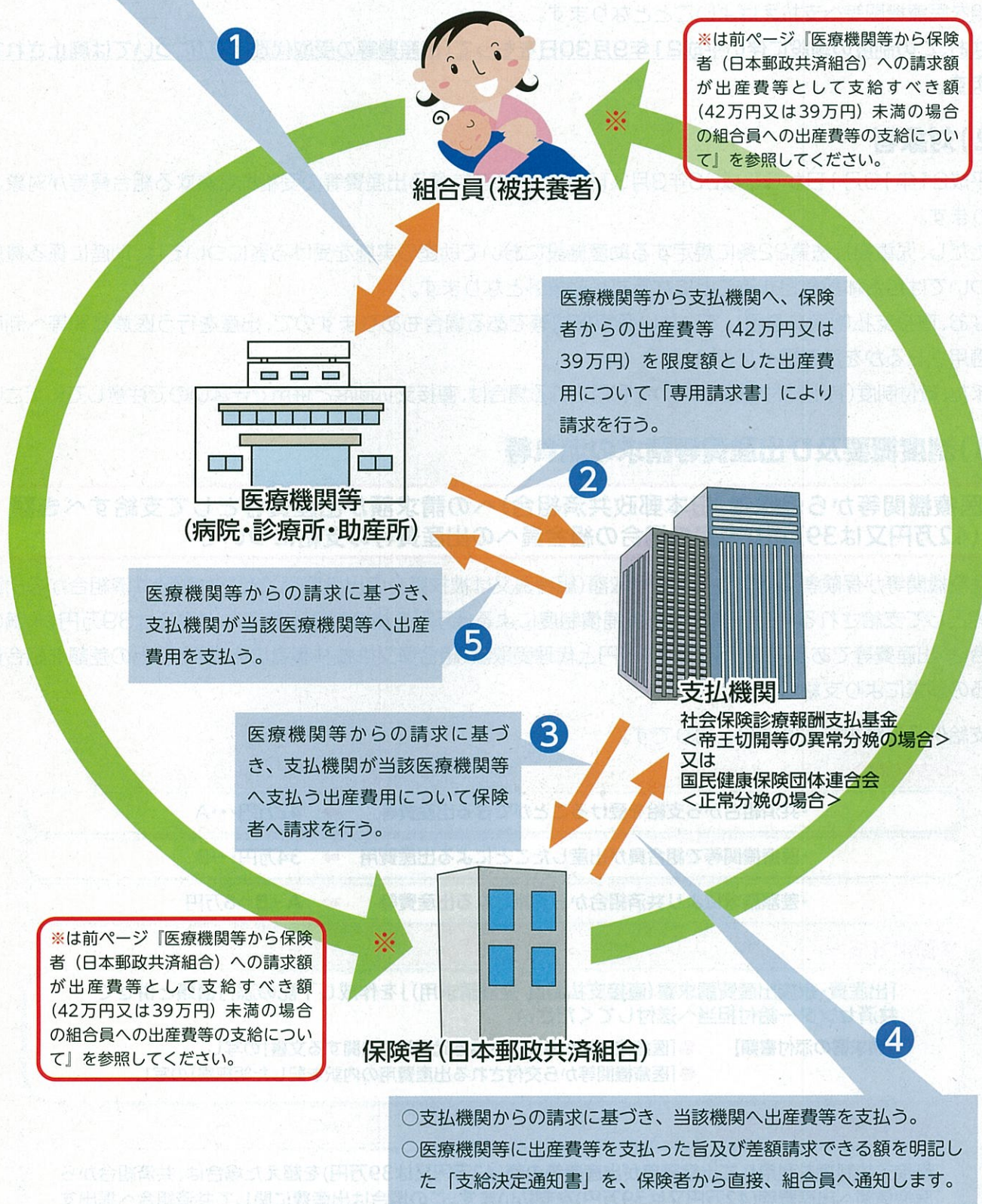
- 【請求書の添付書類】
- 「医療機関等から交付される代理契約に関する文書」の写し
 - 「医療機関等から交付される出産費用の内訳を記した明細書」の写し

《差額が発生しない場合》

直接支払制度を利用して出産費用が出産費等の額(42万円又は39万円)を超えた場合は、共済組合から医療機関へ出産費等(42万円又は39万円)を支払います。この場合は出産費に関して共済組合へ提出する書類はありません。

- 組合員又は被扶養者へ医療機関等において直接支払制度を利用するか意思確認を行う。
- 直接支払制度を利用する場合は医療機関等が出産者に組合員証の提示を求め組合員資格の確認を行う
- ＜出産費等の請求・受取に関する代理契約の締結＞組合員（やむを得ない事情がある場合は被扶養者）と直接支払制度を利用し「出産費等の請求・受取を当該医療機関に任せる」旨の書面を2通（医療機関保管分・組合員等保管分）取り交わす。

直接支払制度を利用しない場合でも「利用しない」旨の書面を作成することとなります。



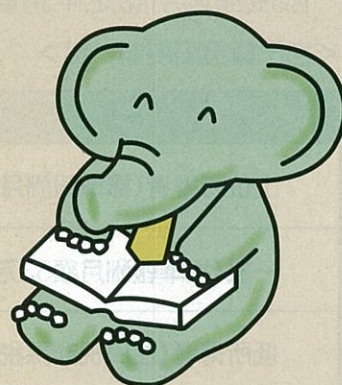
(4) 1年以上、日本郵政共済組合の組合員であった方が、退職後(任意継続組合員の場合は「資格喪失後」)6か月以内に出産予定で、「出産費等の医療機関への直接支払制度」により日本郵政共済組合から出産費の受給を希望する場合の手続きについて

様式「証明書発行申請書」を共済センター標準報酬担当(日本郵政共済組合の資格喪失時点において任意継続組合員であった場合は共済センター被扶養者・任継担当)へ送付してください。

様式「証明書発行申請書」の送付後、共済センターから発行された「資格喪失証明書」と現在加入している社会保険の「被保険者証」を医療機関等の窓口へ提示してください。

※退職後(任意継続組合員の場合は「資格喪失後」)、出産するまでの間に他の健康保険組合等の被保険者の資格を取得したときは、日本郵政共済組合からの出産費は支給されないため、日本郵政共済組合を保険者とした「出産費等の医療機関への直接支払制度」を利用することはできません。(退職後(任意継続組合員の場合は「資格喪失後」)は日本郵政共済組合の組合員の被扶養者となっている場合か、市区町村の国民健康保険に加入した場合は利用できます。)

【担当:給付担当】



2 任意継続組合員本人が人間ドック等を受診した場合の検診費の一部を助成します

任意継続組合員に対するサービス拡充のため、平成22年1月1日受診日分より人間ドック検診費・がん検診費・脳ドック検診費助成制度を実施しています。

(1) 助成対象者

検診を受けようとする年度の4月1日現在、満30歳以上で受診当日に任意継続組合員本人である方。

(2) 助成金額等

人間ドック検診費(消費税含む)のうち、25,000円を限度として年度内1回限り助成します。

また、がん検診費は検診費と交通費等の合計額について各検診(腫瘍マーカー・胃カメラ変更料等対象外)につき3,500円を限度とし、脳ドック検診費(MRI・MRAに限る)は20,000円を限度として、各検診費とも年度内1回限り助成します。

※詳しくは、共済組合ホームページをご覧ください。共済センターへお問い合わせください。

【担当:助成担当】

～ご存知ですか～ 医療費の窓口負担が軽減されます!!

下記①、②のいずれかに該当する場合は、事前に共済組合に申請し限度額適用認定申請証や特定疾病療養受療証の交付を受けてください。保険医療機関の窓口で組合員証と併せて提示することにより、窓口での医療費負担が軽減されます。

① 限度額適用認定証

70歳未満の組合員及び被扶養者が入院した場合、当該入院医療費は自己負担限度額（下記「自己負担限度額一覧」参照）までの窓口負担となります。（自己負担額のうち高額療養費分を超えた支払いが免除されます）

なお、一つの医療機関で1か月の医療費の支払いが下記の自己負担限度額を超え、医療機関へ限度額適用認定証の提出をしなかった場合は、いったん自己負担額を全額支払い、後日、共済組合から自動で高額療養費（給付金）が給付されます。

<申請書類>

限度額適用認定申請書

<自己負担限度額一覧>

	高額療養費算定基準額（自己負担限度額）
上位所得者（標準報酬月額53万円以上）	150,000+（医療費-500,000）×1% （83,400円）
一般（標準報酬月額53万円未満）	80,100+（医療費-267,000）×1% （44,400円）
低所得者（住民税非課税者）	35,400円 （24,600円）

（ ）の額は多数該当の場合（4か月目以降）

② 特定疾病療養受療証

下記の特定疾病に該当する75歳未満の組合員及び被扶養者は、その疾病に係る1か月の医療費（医療機関ごと）が下記「医療費の上限」までの負担となります。

<特定疾病>

- ① 人工腎臓（人工透析）を実施している慢性腎不全
- ② 血友病
- ③ 血液製剤の投与によるHIV

<申請書類>

特定疾病認定申請書

<医療費の上限>

特定疾病	70歳未満 標準報酬53万以上	70歳未満 標準報酬53万未満	70歳以上 75歳未満
① 慢性腎不全	2万円	1万円	1万円
② 血友病等	1万円	1万円	1万円
③ 血液製剤の投与によるHIV			

【担当：被扶養者・任継担当】

ご家族(被扶養者)の届出(認定・取消)は30日以内に!

被扶養者に認定・取消の事由が発生したときは、組合員自身が不利益を被ることのないよう、「**被扶養者申告書**」に**確認資料(写)**を添付の上、**事実発生日から30日以内に共済センターへ提出してください。**

認定については、扶養の要件が生じた日(出生、退職等)から30日を超えて届け出した場合は、届け出をした日(共済組合受付日)から認定されることになり、扶養の要件が生じた日から実際の認定日までに病気等で医療機関にて受診をした場合はその医療費は全額自己負担になります。

また、取消については、扶養の要件を欠くに至った日(就職、雇用保険受給等)までさかのぼって取消となり、資格喪失後に組合員被扶養者証(保険証カード)を使用して医療機関にて受診していた場合は、共済組合が負担した医療費等について、返還していただくことになりますので、速やかに手続きをしてください。

詳しくは、共済組合ホームページをご覧ください。か直接共済センターにお問い合わせください。

被扶養者として認定したいとき

- ・ 事実発生日(扶養の要件が生じた日)から30日以内に共済組合に届出した場合は、事実発生日が認定日になります。
- ・ 事実発生日(扶養の要件が生じた日)から30日を超えて共済組合に届出した場合は、共済組合が受け付けた日が認定日になります。

■採用時に被扶養者がいる場合 ■子供が生まれたとき ■自営業を廃業したとき ■退職したとき
■結婚したとき ■扶養することとなったとき ■雇用保険の支給が終了したとき ■収入が減少したとき等

※被扶養者証は、不備等がなければ提出した日から概ね2週間程度で発行されます。(被扶養者申告書の到着状況等により、被扶養者証の発行が遅れることもあります。)

被扶養者を扶養から外したいとき

認定取消年月日は、事実発生日(扶養の要件を欠くに至った日)に遡及して取消になります。

■就職したとき ■死亡したとき ■子ども等が結婚したとき ■離婚したとき
■別居したとき ■他の健康保健に加入したとき
■雇用保険(月額3,612円以上)の受給を開始したとき等
■後期高齢者となったとき(75歳以上の方[一定以上の障害のある方は65歳以上])
■収入が増加したとき[収入とは、給与(通勤手当等含む)、年金、不動産、事業、雇用保険等を言います。]

※1 月額108,334円(年収130万円÷12月)以上の収入のある場合
ただし、障害年金受給者(年齢制限なし)及び60歳以上の年金受給者の特例措置該当者の方は月額150,000円(年収180万円÷12月)以上

※2 事業所得(商業、農業等)及び資産所得については、所得税法上の必要経費とは異なり、**社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費に限り、その実額を控除した金額となります。** 確定申告により所得限度額を超えていることが判明した場合は認定取消の手続きをしてください。

- ① 自営業を開始した日において、所得限度額を超えることが推計できる場合は、**自営業を開始した日が認定取消日となります。**
- ② 自営業を開始した日において、所得限度額を超えることが判断できず、確定申告までの間に超えることが推計できた場合は、**その推計ができた日が認定取消日となります。**
- ③ 自営業を開始してから確定申告する日まで、所得限度額を超えることが推計できなかった場合は、**確定申告をした日が認定取消日となります。**

※3 取消された被扶養者の方の被扶養者証は、「被扶養者申告書」及び確認資料(写)とともに、速やかに共済センターへ提出(返納)してください。

氏名及びお住まい(居住地の住所)が変わったときは、それぞれの届出が必要です!

1. 氏名が変わったとき

郵政グループ会社(下に示す「総合人事システム管理対象外の事業所等」に勤務している場合を除く)に勤務している社員が氏名変更した際は、勤務先の総務担当者等に「氏名変更届」(様式は勤務先の総務担当者等に確認してください)を提出してください。

その変更内容が集約センター(集約支店)等で総合人事システムに登録されることにより、共済システムに登録の氏名も変更され、組合員証が発行される仕組みとなっています。

※次の事業所等に勤務している方は「氏名等変更届出書」を共済センターへ送付してください。

総合人事システム管理対象外の事業所等

- ・独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
- ・日本郵政株式会社の宿泊関係(宿泊事業部、かんぽの宿、かんぽの郷、ラフレさいたま、サポートセンター)
- ・日本郵政共済組合

また、任意継続組合員や被扶養者の方が氏名変更した場合も、「氏名等変更届出書」を共済センターへ送付してください。

〔20歳以上60歳未満の被扶養配偶者がいる場合は、「国民年金第3号被保険者氏名変更」(訂正)届〕を併せて送付してください。

なお、振込口座として登録しているゆうちょ銀行口座の氏名変更手続きについても、ゆうちょ銀行や郵便局窓口で忘れずに行ってください。

2. お住まい(居住地の住所)が変わったとき

郵政グループ会社(下に示す「総合人事システム管理対象外の事業所等」に勤務している場合を除く)に勤務している社員が住所変更した際は、勤務先の総務担当者等に「居住地変更届」(様式は勤務先の総務担当者等に確認してください)を提出してください。

その変更内容が集約センター(集約支店)等で総合人事システムに登録されることにより、共済システムに登録の居住地住所も変更され、組合員証や共済センターから送付する各種送付物の送付先として使用されます。

なお、共済センターにおいては、年末調整等の際に使用する「住民票住所」は管理していません。

※次の事業所等に勤務している方は「振込口座・住所 新規・変更 届出書」を共済センターへ送付してください。

総合人事システム管理対象外の事業所等

- ・独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
- ・日本郵政株式会社の宿泊関係(宿泊事業部、かんぽの宿、かんぽの郷、ラフレさいたま、サポートセンター)
- ・日本郵政共済組合

また、任意継続組合員の方が住所変更した場合も、「振込口座・住所 新規・変更 届出書」を共済センターへ送付してください。

なお、組合員(任意継続組合員は除く)の被扶養配偶者(20歳以上60歳未満)の方が住所変更した場合は、「国民年金第3号被保険者住所変更届」を共済センターに送付してください。



振込口座を変更したいときの手続きは…

郵政グループ会社(下に示す「総合人事システム管理対象外の事業所等」に勤務している場合を除く)に勤務している社員が給与振込口座を変更したい場合は、勤務先の総務担当者等に「給与振込取扱依頼書」(様式は勤務先の総務担当者等に確認してください)を提出してください。

その変更内容が集約センター(集約支店)等で総合人事システムに登録されることにより、共済システムに登録の振込口座も変更され、共済センターから送金する各種給付金等の送金先口座として使用されます。

※次の事業所等に勤務している方は「振込口座・住所 新規・変更 届出書」を共済センターへ送付してください。

総合人事システム管理対象外の事業所等

- ・独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
- ・日本郵政株式会社の宿泊関係(宿泊事業部、かんぽの宿、かんぽの郷、ラフレさいたま、サポートセンター)
- ・日本郵政共済組合

【担当:標準報酬担当】

共済センターへの各種申請、届出及び請求等の書類送付にあたってのお願い

日本郵政共済組合共済センターでは、郵政グループ各社の全社員(共済組合員)に関する手続きを全国一括して取り扱っています。そのため、日々多数の申請や届出等が到着しています。皆さまからお送りいただいた共済センターへの各種申請、届出及び請求の処理を迅速に行うため、ご郵送の際にはあて先に必ず担当名を記載していただきますようお願い申し上げます。【担当:総務担当】

日本郵政共済組合(共済センター)への連絡先など

日本郵政共済組合への連絡先や照会先などをまとめて掲載しました。誌面に掲載されている照会先や様式・各種資料などの掲載先及び請求書等の送付先が一度にご確認いただけます。

① 電話による照会は…

日本郵政共済組合コールセンター

電話番号:048-600-1050 (平日 午前9時から午後6時)

※ 土、日、祝日及び年末年始(12/29から1/3)を除く。

② 最新情報の確認・様式などの入手は…

日本郵政共済組合ホームページ

<http://www.yuseikyosai.or.jp/>

皆さまからお寄せいただいたご照会などを参考に随時更新しています。

式紙・様式類や各種手続きのご案内を掲載していますので、申請及び届出を行う前に必ずご覧ください。また、インターネットをご利用になれない方への様式送付など各種ご要望・お申出は、日本郵政共済組合コールセンターで受付いたします。

③ 各種申請・請求書類のあて先は…

〒330-0081

埼玉県さいたま市中央区新都心3-1

日本郵政共済組合共済センター〇〇担当 あて

※ 必ず担当名を記載してください。(担当名及び担当事務の一覧は共済組合ホームページか「ゆうゆうライフMY共済'09」を参照してください)

日本郵政共済組合モバイルサイトがオープンしました!

「結婚することになりました!」

「組合員証をなくしてしまいました・・・」

・・・例えばそんなとき必要となる共済手続きがより手軽に、迅速にご覧いただけるよう、日本郵政共済組合モバイルサイトを開設しました。

外出中や自宅にパソコンがないなど、共済組合ホームページをご覧になれない場合や、イベントが発生した時、どのような手続きが必要となるかがご確認いただけますので、是非ご活用ください。

日本郵政共済組合モバイルサイト

日本郵政共済組合モバイルサイトへようこそ!

□ トピックス

□ こんなときどうする?

- ・採用のとき
- ・住所(居住地住所)が変わったとき
- ・結婚のとき
- ・氏名が変わったとき
- ・出産のとき
- ・育児休業をしたとき
- ・進学するとき
- ・被扶養者を扶養から外したいとき
- ・マイホーム取得などのとき
- ・退職のとき
- ・任意継続組合員をやめるとき
- ・人間ドック等への助成

アクセス方法

- ① アドレス(URL)を直接入力
<http://www.yuseikyo-m.jp>
- ② 2次元コード(QRコード)から読み取り



※2次元コード対応の
カメラ付き携帯電話
をご利用ください。

退職のとき

- ・任意継続組合員
- ・組合員証(被扶養者証)の返却
- ・退職者が行う年金関係諸手続
- ・国民年金の被保険者の種別の変更
- ・団体積立年金保険「みらい」の手続

[←トップに戻る](#)

◆任意継続組合員

出産のとき

- ・被扶養者の届出
- ・出産費・家族出産費の請求(医療機関等への直接支払制度を利用しない場合)
- ・出産費・家族出産費の請求(医療機関等への直接支払制度を利用する場合)
- ・出産費・家族出産費の請求(平成21年9月30日以前の出産の場合)
- ・出産手当金の請求
- ・3歳未満の子を養育する旨の申出
- ・医療貸付の申出

[←トップに戻る](#)

◆被扶養者の届出

出産した日から30日以内に共済センターへ必要書類を提出(郵送)してください。

発行所：日本郵政共済組合 共済センター 〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心 3-1

本書の全体または一部の無断転載を禁じます。

※本誌は再生紙を使用しています。